

光市母子殺害事件

非行犯罪心理学第6回
2017年11月6日



本日の学習目標

- 光市母子殺人事件について学ぶ
- 凶悪事件と少年法について学ぶ
- 死刑判決の基準を学ぶ

(6月14日レポート提出)

事件発覚

- **1999年4月14日午後10時**、本村洋（23歳）、山口県光市新日本製鐵社宅に帰宅。
- 暗く人気がない部屋。台所の洗い物がそのまま置かれている。テーブルやカーペットの位置がずれ、座椅子が倒れている。やかんが床に転げ落ちている。
- 妻・弥生（23歳）、一人娘・夕夏（11ヶ月）の姿が見えない。

事件の発覚

- 本村は、北九州に住む妻の母・由利子（当時50歳）に電話
 - 「お母さん、何かご存じないですか？」、
- 妻の母：「おんぶ紐やバッグは、どうなっている？」
本村が押入れを開ける。

事件発覚

- 座布団に隠された奥に、妻・弥生が口をガムテープで塞がれ、手を頭の上で縛られ、全裸の状態で、顔は青紫に鬱血。
- 娘を未発見のまま 1 1 0 番通報。

「妻が殺されています・・・」



警察は殺人事件捜査本部を設置

そして、事件発生から4日後、

容疑者の逮捕

- 1999年4月18日早朝、山口県警が被疑者容疑者を殺人容疑で逮捕



事件発生から4日目、
被疑者は犯行事実をすんなり認める



被疑者は18歳1ヶ月の少年

配付資料 1 事件の経緯

- 事件発生：1999年4月14日
- 状況：山口県光市の新日鉄の社宅で妻と子どもが殺される
- 容疑者の逮捕：1999年4月18日
- 容疑者は犯行事実を（すんなり認める） 容疑者は（18歳1ヶ月）の少年
- ただし、刑の確定は（2012年2月）

光市事件をめぐるさまざまな問題点と、この事件が契機となって法改正

- 少年事件であること
 - 死刑の是非（少年の死刑判決と永山基準）
 - 刑の相場主義（裁判員制度前で少年事件の場合、4人殺害でないと死刑にならない）
- 少年法の改正につながる
- 被害者の権利（遺影の持ち込み事件、裁判中での発言）
- 被害者支援が促進される
- 不謹慎な手紙（被告人の反省の有無と、刑について）
- のちに、弁護団が交代し、否認に転じる

配付資料 2 少年法の適用

- 少年法の理念は、懲らしめではなく、**健全育成**
- 少年事件は**非公開**で、**家庭裁判所**で審判
家庭裁判所から、**検察官**に逆送されない限り、遺族には事件の真相すらわからない(神戸の連続児童殺傷事件では、当時の被告が14歳で公開されず、現在であれば殺人事件なら、無条件に逆送)
- 少年事件で死刑になるのは**4人**殺害
- 少年事件で死刑の次は無期懲役だが、その場合、**7年程度で出所** (死刑と無期のギャップが大きい)

配付資料 3 裁判までの経緯

- 1999年4月18日警察が逮捕
- 1999年6月4日、山口家庭裁判所が少年を山口地方検察庁に
逆送（刑事処分が相当）
- 1999年6月11日、山口地検が殺人罪などで少年を起訴



裁判にならないと、事件の詳細が一切明かされないが、逆送になり起訴されたのでとりあえず第一段階をクリア

配付資料 3 の最後 初公判

- 1999年8月11日、山口地裁で被告は初公判で、起訴事実を認める。
- 検察官の冒頭陳述で、遺族は初めて強姦されていた事実を知る。



裁判になるまで、奥さんが強姦された事実は知らされていない

犯罪心理学を学ぶ動機としてよく学生が口にすること

■なぜ、犯罪に手を染めたかを知りたい



23歳の若い奥さんと生後11ヶ月の乳児をいきなり殺害したのであれば、さぞや**深い動機**があるであろう

あるいは、外からは見えない、**心の闇**が原因か？

第一審の山口地裁判決（犯行に至る経緯 1）

- 被告人は、4月14日午前7時ころ、勤務先会社の作業服上下の上にパーカーとジーパンとジャンパーを着て、作業服のポケットにカッターナイフを差し、作業ズボンの右ポケットの中に剣道のこての紐を入れ、会社に出勤するかのようになり、自宅を自転車に乗って出発し、午前8時30分ころ友人の家に遊びに行った。



高校を出て、就職してまだ2週間、もう、仕事をする気がない？

何で「こてのひも」をもっていったのか？

第一審の山口地裁判決（犯行動機）

- (午前中) 友人宅でテレビゲームなどをして遊んだ後、午後1時ころ帰宅して昼食。
- 再び、自宅を出て自転車を駐輪していた場所に向かう途中、「美人な奥さんと無理矢理にでもセックスしたい。作業服を着ていれば排水等の工事に来たと思って怪しまれないだろう。」
(被告の申し立てではこの時点で性体験なし)

- 「布テープで縛れば、抵抗できないだろう、カッターナイフを見せてやれば、怖がって抵抗しないだろう。」と考え、新日鉄の社宅アパートを10棟から7棟にかけて順番に排水検査を装って呼び鈴を押して物色。

犯行に至る経緯 4

○被告人は、午後2時20分ころ、本件アパート7棟41号室の本村洋方の呼び鈴を鳴らし、応対に出た本村弥生に対し、「〇〇会社の者です。排水の検査に来ました。」と言うと、同女は、「どうぞ。」と言って、被告人を被害者ら方内に入れた。被告人は、首尾よく室内に入ることができたことなどから、同女を強姦することを決意した。

配付資料4(1) 罪となる犯罪 1 強姦致死

(無期又は3年以上の懲役)

- 被告人は、検査のふりをしながら、強姦する機会をうかがった。
- 本村弥生（当時23歳）が娘夕夏を抱き上げようと前屈みになったところを、被告人は、背後から抱きついた。そして、仰向けに引き倒して馬乗りになるなどの暴行を加えたが、大声を出して激しく抵抗したため、**殺害した上で姦淫の目的を遂げようと決意**し、頸部を両手で強く締め付け窒息死させた上、強いて同女を姦淫

配付資料4(2)罪となる犯罪第2 こどもに対する殺人
(死刑、無期または5年以上の懲役)

- 本村夕夏（当時生後11ヶ月）が激しく泣き続けたため、第1の犯行が発覚することを恐れ、同児を床に叩きつけるなどした上、同児の首に所携のこの紐を巻き、その両端を強く引っ張って締め付け、よって、窒息死させた

配付資料4(3)罪となる犯罪第3 窃盗（10年以下の懲役）

- ・ 現金300円及び地域振興券約6枚（額面合計約6000円）等在中の財布1個（物品時価合計約1万7700円相当）を窃取したものの。

強盗殺人ではなく、殺人と窃盗

犯行動機と、犯罪者のパーソナリティ

- 「美人な奥さんと無理矢理にでもセックスしたい。作業服を着ていれば排水等の工事に来たと思って怪しまれないだろう。」という甘い見通し
- 見通しが外れて、抵抗されると、殺害した上で姦淫の目的を遂げようと決意



恨みがあったわけでもなく、深い動機など存在せず
至って単純な性衝動が動機

犯罪者の多くは
自己統制がきかない
見通しが甘く、衝動的 身勝手に短絡的

しかしまだ、何か原因があるのではないか

少年の家庭環境や生育歴から、
殺人事件の原因／理由をたどれるのか？

心の闇があるのではないか？

配付資料 5 少年の生育歴

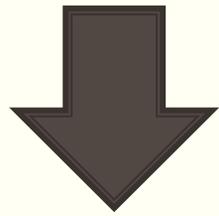
- 1981年3月、光市で、第1子として出生。
- 家族は、新日鐵の子会社社員の父親と、母親、2歳下の弟の4人家族（被害者と同じ社宅の別棟に居住）。
- 少年が中学3年生時に、**母親**が首吊り自殺
- 3年後、父親は、フィリピン人女性と**再婚**。事件の3ヶ月前に、父と義母の間に子どもが誕生。
- 少年は、高校入学後には、**家出や不登校**、3年生時には同級生宅に侵入して**ゲーム機**を盗んで**自宅謹慎処分**（前科には当たらない）。
- 高校卒業後、高校からの紹介で水道設備会社に就職。4月1日初出勤の1週間後から、仕事をサボりゲームセンターで遊ぶ。



本件は、高校を出て約二週間後のは4月14日

以上の生育歴を見てどう思いますか

- 母親の自殺
- 家庭環境が悪い？



二人を殺すほどの動機となり得るか
心の闇の原因の痕跡を感じるか？

少年の実名報道の是非

配付資料6(1) 少年の実名報道

- **本村洋氏**が 妻と娘の命を奪った18歳少年をなぜ実名報道しないかと訴え、1999年8月26日発売の「**週刊新潮**」に実名入りで**手記**を**発表**。



神戸連続児童殺傷事件の被害者 土師淳君のおとうさんの勧め

配付資料6(2) 本村洋の手記の内容

- 捕まった犯人が少年だったというだけで、**名前**も絶対に秘密で、マスコミには**顔**も一切でることはない。
- 少年には、逮捕後すぐに**国選弁護人**が駆けつけ、法的、精神的なアドバイスを行い、被告の**人権**を守るためと称して警察やマスコミを監視、警告している。



後に被害者支援の問題に発展

配付資料6(3) 本村洋さんの手記の内容

- 一方、本村本人の会社や住所、名前、殺された妻と子の名前は、なんの了承もなく全て公表され、マスコミは家族の写真を求めて、会社の同僚や友人宅にまで押しかける。
- 遺族には、法的なアドバイスや精神的ケアをする人は誰もいない
- たとえ少年であっても、これほどの残虐な重大犯罪を犯し、公開の法廷で裁かれている人間は実名報道すべき。検察に逆送され、刑事裁判となった以上、実名報道は当然ではないか。

なぜ、少年の実名報道してはいけないのか

- 出所してきたときに、更生の妨げとなるから？



死刑判決を受け、出所してくることがないことが
確定すれば、実名報道してもよい？

配付資料6(4)：少年法第61条

- 「本人であることを**推知**することができるような**記事又は写真**を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない」

配付資料6(5)：東京法務局の反応

- この実名報道を問題視し、「週刊新潮」に**人権侵害であるとの勧告**
- しかし、手記を書いた本村洋本人には、**勧告も、抗議もせず**。

光市事件を契機に犯罪被害者の会の結成

犯罪被害者の会の結成

○1999年10月31日「犯罪被害者の人権を確立する当事者の会」で初顔合わせ。

メンバー

○林良平（46）

95年1月 妻（看護師）が見知らぬ男からの傷害被害（重い後遺症）。

○岡村勲（69）弁護士

97年10月 山一證券を逆恨みした男に妻を殺害された。

○宮園誠也（65）

99年9月 池袋通り魔殺人事件で娘が殺害

○渋谷登美子（48）

97年暴力団員から傷害被害。

シンポジウム「犯罪被害者は訴える」

- 2000年1月23日、犯罪被害者の会の設立
- 犯罪被害者は、一生立ち上がれないほどの痛手を受けながら、偏見と好奇の目にさらされ、どこからも援助を受けることなく、精神的・経済的に苦しみ続けてきました。
- 国が、社会が、犯罪を加害者に対する刑罰の対象としてのみとらえて、犯罪被害者の人権や被害の回復に何の考慮も払わなかったためです。



光市事件がきっかけで犯罪被害者の権利に注目が集まるようになる

遺影事件

遺影の法的持ち込みを皆さんはどう思いますか

- 配付資料 7 1999年11月16日、山口地裁 第3回公判 本村が遺影の持ち込みを禁止され、それでも持ち込もうとしたため、裁判所の係員にとりおさえられる。



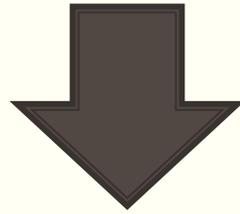
本村が裁判官に面会を求めると「被害者に遭う**義務**もないし、被害者に会う**権利**もない」といって、写真を**黒い布**で覆う条件で持込が許される。

裁判所：被害者の写真は被告人にとって**圧力**となる

遺族側：自分が殺された事件の裁判を死者に**見せたい**

本村さんの病歴：ネフローゼ症候群

- 中学3年生でテニス大会直前に発病(受験の直前まで入院生活)
- 新日鉄入社後も、再び発病



薬の副作用で**子どもができなくなる**ことがある

子どもができたために、学生結婚
ようやく生まれた11ヶ月の娘が殺されたことの悔しさ

本村洋著 「天国からのラブレター」

遺族本村洋の自殺企図

本村洋の自殺企図

- 判決の前日、会社のパソコンに遺書。
- 判決が無期懲役の場合、抗議のために自殺を考える。

判例では少年事件の場合、4人殺さないで死刑になっていないので**無期懲役の判決**を予測した？



退社時の不自然な言動で気づいた上司や両親に諫められ、自殺を思いとどまる。